

二十四 第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 68 の 76-2 ..... .....第 65 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 24 号.....	(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 68 の 76-2 ..... .....第 65 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 25 号.....

二十五 第 68 条の 78~第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用) 68 の 78(1)-22 ..... ..... (注) ..... .....措置法令第 39 条の 106 第 27 項各号.....	(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用) 68 の 78(1)-22 ..... ..... (注) ..... .....措置法令第 39 条の 106 第 26 項各号.....
(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹) 68 の 78(1)-29 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 14 号の上欄.....  (注) .....	(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹) 68 の 78(1)-29 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 14 号に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 16 号の上欄.....  (注) .....
(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義) 68 の 78(1)-30 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 14 号の上欄.....	(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義) 68 の 78(1)-30 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 14 号に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 16 号の上欄.....
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 68 の 78(1)-37 .....	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 68 の 78(1)-37 .....

.....措置法令第 39 条の 106 第 11 項.....

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....

(買換取得資産等の取得の日)

68 の 78(1)–38 .....

.....措置法令第 39 条の 106 第 27 項各号.....

(差益割合の計算)

68 の 78(3)–1 .....

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (注) .....

.....措置法令第 39 条の 106 第 30 項において準用する同条第 25 項

.....

(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)

68 の 78(3)–12 .....

.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで及び第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで (同法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項を除く。) の規定.....

- (1) .....
- (2) .....

.....措置法令第 39 条の 106 第 10 項.....

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....

(買換取得資産等の取得の日)

68 の 78(1)–38 .....

.....措置法令第 39 条の 106 第 26 項各号.....

(差益割合の計算)

68 の 78(3)–1 .....

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (注) .....

.....措置法令第 39 条の 106 第 29 項において準用する同条第 24 項

.....

(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)

68 の 78(3)–12 .....

.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで及び第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで (同法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項を除く。) の規定.....

- (1) .....
- (2) .....

改 正 後	改 正 前
<p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3)–13 ……………</p> <p>……………措置法令第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 32 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(取得指定期間の認定)</p> <p>68 の 78(4)–1 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 106 第 11 項</u>……………</p> <p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>68 の 78(4)–2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 106 第 11 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>68 の 78(4)–3 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 106 第 11 項</u>……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p>	<p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3)–13 ……………</p> <p>……………措置法令第 68 条の 10 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 32 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(取得指定期間の認定)</p> <p>68 の 78(4)–1 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 106 第 10 項</u>……………</p> <p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>68 の 78(4)–2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 106 第 10 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>68 の 78(4)–3 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 106 第 10 項</u>……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p>

68 の 78(4)ー8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 12 項</u> ……………	68 の 78(4)ー8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 11 項</u> ……………
(法第 50 条との選択適用)	(法第 50 条との選択適用)
68 の 78(5)ー1 ……………	68 の 78(5)ー1 ……………
…………… <u>措置法令第 39 条の 106 第 46 項</u> ……………	…………… <u>措置法令第 39 条の 106 第 45 項</u> ……………
(買換えの証明書の添付)	(買換えの証明書の添付)
68 の 78(5)ー3 ……………	68 の 78(5)ー3 ……………
…………… <u>措置法規則第 22 条の 69 第 4 項、第 6 項及び第 7 項</u> ……………	…………… <u>措置法規則第 22 条の 69 第 3 項、第 5 項及び第 6 項</u> ……………

二十六 第 68 条の 85 の 2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合)	(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合)
68 の 85 の 2ー2 ……………	68 の 85 の 2ー2 ……………
…………… <u>独立行政法人都市再生機構法附則第 12 条第 12 項</u> ……………	…………… <u>独立行政法人都市再生機構法附則第 12 条第 3 項</u> ……………
…	…
……………	……………

二十七 旧第 68 条の 86 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 11 章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例</u>
(廃 止)	<u>第 68 条の 86 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係</u>
(廃 止)	<u>(借地権の設定)</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>68の86-1 措置法第68条の86第1項に規定する特定共同出資（以下「特定共同出資」という。）には、借地権の設定（法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第138条第1項の規定の適用がある設定に限る。）の方法により当該借地権を出資の目的とするものが含まれる。</u></p> <p><u>(注) この場合における当該借地権に係る措置法令第39条の110第1項第3号に規定する「出資の直前の帳簿価額」及び措置法令第39条の110第2項に規定する「特定共同出資の直前の帳簿価額」は、当該借地権に係る土地につき法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第138条第1項の規定により損金の額に算入される金額をいう。</u></p> <p>(廃止) <u>(債務の引継ぎ)</u></p> <p><u>68の86-2 連結法人が資産とともにその有する債務を特定共同出資の対象として引き継いだ場合には、これを認めるものとし、この場合における措置法令第39条の110第2項の「特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額の合計額」は、特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額からその引き継いだ債務の額を控除した金額による。</u></p> <p>(廃止) <u>(返品債権特別勘定等の引継ぎ)</u></p> <p><u>68の86-3 連結法人が特定共同出資に際して当該特定共同出資に係る資産とともに当該資産に係る次に掲げるような金額を措置法第68条の86第1項に規定する共同新設会社（以下「共同新設会社」という。）に引き継いだ場合には、その引継ぎを認める。この場合において、当該共同新設会社が引継ぎを受けたこれらの金額については、当該共同新設会社はその繰入れ等をしたものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>返品債権特別勘定の金額</u></p>

(廃止)

(2) 補修用部品在庫調整勘定の金額

(3) 単行本在庫調整勘定の金額

(4) 圧縮記帳に代えて繰入れ等をした引当金勘定の金額又は目的積立金の額

(注) これらの金額の引継ぎをしなかった場合には、その引継ぎをしなかった金額は、特定共同出資をした連結法人において益金の額に算入する。

(引当金等の引継ぎ禁止)

68の86-4 次に掲げるような金額は、特定共同出資に際してこれを共同新設会社に引き継ぐことができないことに留意する。

(1) 貸倒引当金等の法に規定する引当金勘定の金額

(2) 海外投資等損失準備金等の措置法に規定する準備金（特別償却準備金を含む。）の額

(3) 保険差益特別勘定等の法又は措置法に規定する圧縮記帳のための特別勘定の金額

(4) 利益積立金額

(5) 資本積立金額

(廃止)

(償却超過額がある場合等の処理)

68の86-5 連結法人が特定共同出資をした場合において、当該特定共同出資の対象となった資産の帳簿価額が税務上の帳簿価額に基づいていないときは、次に掲げる場合に応じ、次による。

(1) 連結法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る償却超過額等を含めなくて当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額に満たない金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式（出資を含む。以下同じ。）の帳簿価額を計算しているときは、当該株式についてその満たない部分に相当する金額を益金の額に算入するとともに、当該償却超

改 正 後	改 正 前
	<p><u>過額等は連結法人の計算にかかわらず損金の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>連結法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る評価益の否認金等の修正をしないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額を超える金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳をしたときは、その否認金に相当する金額を当該連結法人の当該特定共同出資をした日を含む連結事業年度の益金の額に算入して当該否認金を消滅させる。</u></p> <p>(廃止) <u>(特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳の経理の特例)</u></p> <p><u>68の86-6 措置法第68条の86第1項の規定を適用する場合において、連結法人が特定共同出資により取得した株式につき、その帳簿価額を損金経理により減額しないで、措置法令第39条の110第2項に規定する特定共同出資の直前の帳簿価額とその株式の取得のために要した経費との合計額に相当する金額を下らない金額をその取得価額としたときは、これを認める。この場合においても、措置法第68条の86第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</u></p> <p><u>68の86-7 連結法人である共同新設会社が特定共同出資により減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項の規定を適用することができるのであるが、特定共同出資をした法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第68条の29第2項又は第68条の34から第68条の36までに規定する特別償却（同法第45条の2第2項又は第47条から第48条までに規定する特別償却を含む。）については、たとえその適用期間が経過していない場合でも当該共同新設会社についてはその適用がないことに留意する。</u></p>

<p>(廃止)</p>	<p><u>(国内にある事業所に属する資産の判定)</u></p> <p><u>68の86-8 措置法令第39条の110第1項第1号に定める要件の判定に当たり、その出資に係る資産が国内にある事業所に属する資産に該当するかどうかは、原則として、当該資産が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記載されているかにより判定するものとする。</u></p> <p><u>ただし、国外にある事業所の帳簿に記帳されている資産であっても、実質的に国内にある事業所において経常的な資産管理が行われていたと認められる資産については、国内にある事業所に属する資産に該当することになるのであるから留意する。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>(持株割合が100%未満又は20%未満となることが見込まれていることの意義)</u></p> <p><u>68の86-9 措置法令第39条の110第1項第4号に規定する共同事業再編法人及び他の共同事業再編法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式等の総数の100分の100未満となること又は当該共同事業再編法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式等の総数の100分の20未満となることが見込まれているものとは、例えば、共同新設会社の設立時において、他の法人に吸収合併されることをあらかじめ予定した当該共同新設会社の設立や他の法人の資本参加をあらかじめ予定した当該共同新設会社の設立がこれに該当する。</u></p>

二十八 第68条の88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第11章</u> 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</p>	<p><u>第12章</u> 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</p>

二十九 第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例	第 13 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

三十 第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	第 14 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例
<p>(適用対象留保金額の計算)</p> <p>68 の 90-9 ……………</p> <p>……………68 の 90-14……………</p> <p><u>(法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等)</u></p> <p><u>68 の 90-13 措置法令第 39 条の 116 第 1 項第 2 号イに規定する外国関係会社が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同号イに規定する法人所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかを判定する場合において、当該外国関係会社の本店所在地国が受取配当等の一部を益金の額に算入しないような制度を採っているときは、当該本店所在地国の税法に定める表面的な税率によりその判定をするのではなく、当該利益の配当又は剰余金の分配の額に対して課される税の実質負担割合により判定することに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第 39 条の 116 第 1 項第 2 号ハに規定する外国関係信託が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同号ハに規定する信託所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(適用対象留保金額の計算)</p> <p>68 の 90-9 ……………</p> <p>……………68 の 90-13……………</p> <p>(新 設)</p>

(個別課税対象留保金額の円換算)

68の90-14 .....

(廃止)

(事業の判定)

68の90-17 特定外国子会社等の営む事業が措置法第68条の90第4項第1号又は措置法令第39条の117第4項第1号若しくは第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注) 措置法第68条の90第4項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、68の90-8に準ずる。

(証券業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)

68の90-18 .....

.....68の90-18.....

(廃止)

(個別課税対象留保金額の円換算)

68の90-13 .....

(事業の判定)

68の90-14 特定外国子会社等の営む事業が措置法第68条の90第3項第1号、措置法令第39条の117第4項第1号又は同項第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注) 措置法第68条の90第3項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、68の90-8に準ずる。

(新設)

(証券業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)

68の90-17 .....

.....68の90-17.....

(軽課税基準以下であるかどうかの判定)

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>68の90-19 措置法第68条の90第6項に規定する「これらの規定の適用がある旨」の記載とは、……………措置法規則第22条の76第2項第2号から第7号までに掲げる書類のほか規則別表十七(二)の「7」欄から「17」欄まで……………</p> <p>(個別課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)</p> <p>68の90-21 …………… ……………68の90-14に準ずる。</p> <p>(個別課税済留保金額の損金算入額の計算)</p> <p>68の90-22 …………… ……………その計算された金額の円換算は、<u>利益の配当の支払等同項各号</u>に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。</p>	<p><u>68の90-18 措置法令第39条の116第1項第2号に規定する外国関係会社</u>が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同項に規定する<u>軽課税基準以下のものであるかどうかを判定する場合において、当該外国関係会社の本店所在地国が受取配当等の一部を益金の額に算入しないような制度を採っているときは、当該本店所在地国の税法に定める表面的な税率によりその判定をするのではなく、当該利益の配当又は剰余金の分配の額に対して課される税の実質負担割合により判定することに留意する。</u></p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>68の90-19 措置法第68条の90第5項に規定する「<u>同項の適用がある旨</u>」の記載とは、……………措置法規則第22条の76第2項第2号から<u>第6号</u>までに掲げる書類のほか規則別表十七(二)の「<u>10</u>」欄から「17」欄まで……………</p> <p>(個別課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)</p> <p>68の90-21 …………… ……………<u>68の90-13</u>に準ずる。</p> <p>(個別課税済留保金額の損金算入額の計算)</p> <p>68の90-22 …………… ……………その計算された金額の円換算は、<u>利益の配当の額の支払等同項各号</u>に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。</p>